

# 清涼飲料水等の規格基準の改正について

一般社団法人山梨県食品衛生協会 中澤 智子

## はじめに

山梨県の地域資源を活用した製品にミネラルウォーター類がありますが、その生産量は全国の約 40%を占めており、出荷額においても全国一位となるなど、県内で製造される食品の代表品目となっています。

ミネラルウォーター類を取り巻く規制の動向としては、数年にわたる審議を経て、平成 26 年 12 月 22 日に清涼飲料水の規格基準が改正され、製品における検査項目が大幅に増加しました。新基準は、平成 27 年末までの経過措置期間を経て、平成 28 年 1 月以後に製造された製品のすべてに適用されています。

## 改正の概要

ミネラルウォーターは、水のみを原料とするものであり、その製造において殺菌又は除菌以外の処理を行わないものがほとんどであるため、原水に含有される化学物質は、ほぼそのまま製品に移行しているといえます。これまでの原水基準と成分規格の双方による規制は、必ずしも必要ではないとの判断から、成分規格のみにより規制することが合理的とされ、今回の規制内容の見直しが行われました。

また、現行の水道法で規定される水質基準等とも乖離が生じていたため、コーデックス委員会におけるナチュラルミネラルウォーター等の規格の設定及び我が国の水道法の水質基準改正の動きを受け、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 11 条第 1 項に基づき、乳等省令及び告示の一部が改正されました。

## 主な改正の内容

### 1. ミネラルウォーターの規格基準

「ミネラルウォーター類」を、「ミネラルウォーター類(殺菌・除菌有)」と「ミネラルウォーター類(殺菌・除菌無)」に区分し、それぞれに規格基準が設定されました。

### 2. 清涼飲料水(ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁を除く)の原料水

「清涼飲料水(ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁を除く)」の製造基準における原水(飲用適の水)に係る規定が削除され、原料として用いる水として、水道水の他に「ミネラルウォーター類(殺菌・除菌有)」又は「ミネラルウォーター類(殺菌・除菌無)」の成分規格等を満たす水が規定されました。

### 3. 清涼飲料水及び粉末清涼飲料

#### カドミウムの成分規格を削除

「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」におけるカドミウム含有量の調査の結果、これらを通じたカドミウム摂取は非常に限られているためです。

#### スズの成分規格を金属製容器包装入りのものに限定して適用

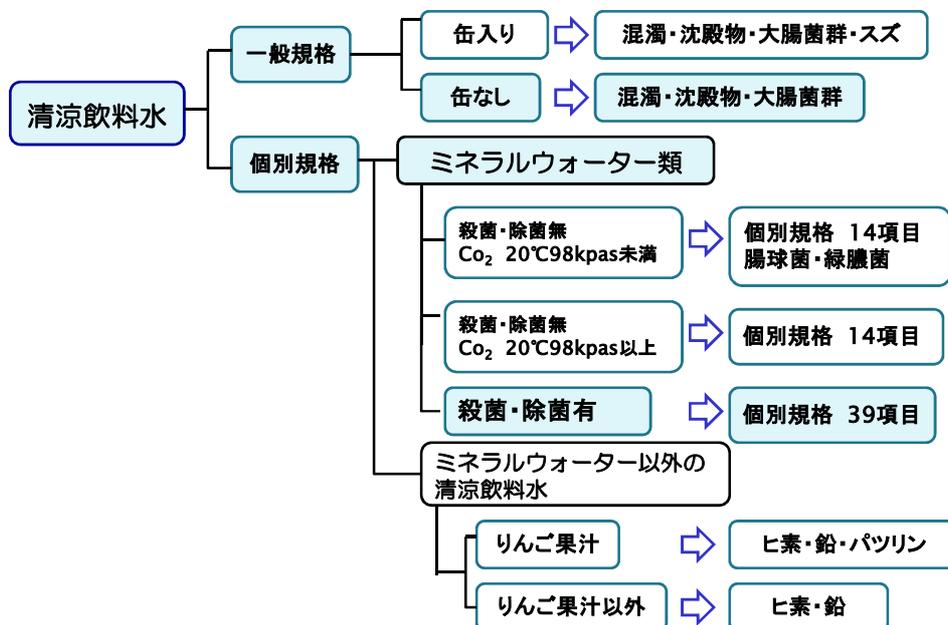
スズは専ら容器包装として用いる金属から溶出するものであるからです。

### 4. 乳等省令及び告示中で名称変更となった用語

「飲用適の水」が「食品製造用水」に改正されました。

## 清涼飲料水の成分規格

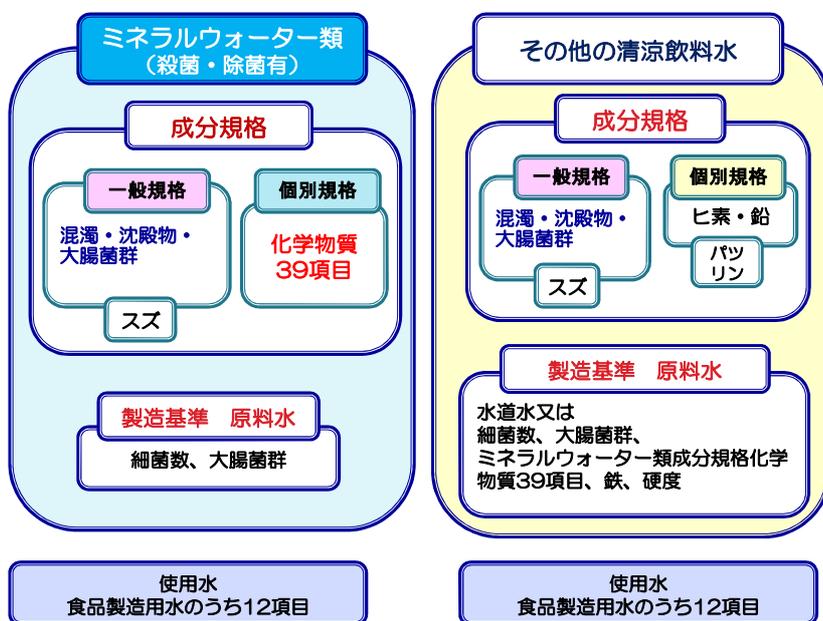
成分規格には清涼飲料水すべてに適用される「一般規格」と、清涼飲料水の区分ごとに適用される「個別規格」が設けられました。



山梨県内で製造されるミネラルウォーターは、いずれも「ミネラルウォーター類(殺菌・除菌有)」に該当します。従って、成分規格項目は、一般規格、缶なしの「混濁・沈殿物・大腸菌群」の3項目及び個別規格の「39項目」あわせて「42項目」となります。

また、清涼飲料水を製造する場合、使用する原料水が製造基準に適合している必要があります。ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水(ジュース類等)の製造に用いる水は、水道法に適合する水又はミネラルウォーター類の成分規格及び製造基準を満たした水である必要があります。これまで「飲用適の水(26項目)」に適合

する水とされていましたが、本改正から「飲用適の水(26項目)」を使用できなくなりました。



## おわりに

当検査センターでは、新規格基準に対応し検査を受託しております。お気軽にご相談下さい。